

<p>A 授業時数</p>	<p>①新型コロナウイルスに伴う臨時休業の際、休業標準授業時数を下回っても学校教育法施行規則は反しない。(H31年3月29日：災害や流行性疾患による学級閉鎖等同様) ②臨時休業での前学年の未履修の授業を行う際も、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要はない。(R2年4月6日現在新型コロナ対応Q&A) ③長期休業短縮・土曜日授業は可能だが、児童生徒の負担が過重とならないよう配慮する。土曜授業は各地方公共団体条例等に則り、適切に振り替えを行う。 ④未履修事項各教科での同じ系統生の内容の際扱ってもよい。家庭学習で補う、教育課程外の補習で行ってもよい。(R2年4月6日現在新型コロナ対応Q&A) ⑤学校行事は時期・場所・時間・方法について配慮する。(例：放送による儀式的・学芸的行事、半日開催の運動会など) (R2年4月6日現在新型コロナ対応Q&A)</p>	
<p>B 家庭学習</p>	<p>①臨時休業中の家庭学習を評価に反映することができる。(指導計画を踏まえる、学習状況や成果が確認できる場合のみ) ②臨時休業中の家庭学習で十分な学習内容の定着が見られる場合、再度学校で指導を行わなくて良い。(指導計画に適切に位置づき、学習状況・成果が把握できると学校長が判断した場合のみ) ③臨時休業中の家庭での学習内容は、プリント、NHK Eテレ等のテレビ放送、教育委員会・民間事業者が提供するICT教材・動画教材、タブレット等の個別学習、テレビ会議などのオンライン指導</p>	
<p>C 引用文書</p>	<p>①平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について (平成31年3月29日 文部科学省初等中等教育局) ②新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&Aの送付について (2月28日・4月6日時点：初等中等教育局健康教育・食育課) ③新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について (通知) (令和2年4月10日 文部科学省初等中等教育局)</p>	
<p>A-1 授業時数 (平成31年3月29日 文部科学省初等中等教育局)</p>	<p>A-3 ②土曜日や長期休業日の補習 (令和2年4月6日初等中等教育局健康教育・食育課)</p>	<p>A-3 ⑤学校行事の工夫例 (令和2年4月6日初等中等教育局健康教育・食育課)</p>
<p>「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するとされるものではなく、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はない。</p>	<p>同4月6日版文科省QA：Q：補充のための授業を行う時数を確保するために、令和2年度に長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることを検討しているが、可能か。 A：補充のための授業として前学年の未指導分の授業を行う場合において、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもありません。各設置者等の判断で、補充のための授業を行うために長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能です(学校教育法施行令第29条、学校教育法施行規則第61条等)その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、また、各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮することが求められます。週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振り替えを行うことが必要となります。</p>	<p>①儀式的行事＝離任者や上級生などのメッセージについて、校内放送(音声や映像など)を活用したり、学校だよりに掲載したりする など②文化的行事＝小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする。学年ごとでの発表を映像や音声にとり、校内放送で流すなど③健康安全・体育的行事＝健康診断について、例えば、保健室への入退室等について小グループごとにするなど、待ち時間が多くならないよう十分配慮する。避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分にを行い、時間をかけずに実施できるようにする④遠足・集団宿泊の行事＝バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意しマスクを着用し、余裕をもって座れるようにする等⑤勤労生産・奉仕の行事＝大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し回数等を精選する。</p>
<p>A-2 授業時数 (令和2年2月28日初等中等教育局健康教育・食育課)</p>	<p>A-3 ③未履修内容の扱いについて (令和2年4月6日初等中等教育局健康教育・食育課)</p>	<p>B-1 家庭学習 (令和2年4月10日 文部科学省初等中等教育局)</p>
<p>「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&Aの送付について(2月28日時点)」 Q：臨時休業に伴い、今年度できる授業時数が標準授業時数を下回ってしまうことが見込まれるが、どうすればよいか。 A：新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行った場合において、学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を下回った場合にも、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされません。 その場合には、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、臨時休業期間中に適切な家庭学習を適切に課したり、臨時休業終了後には補充のための授業や補習を行ったりするなど配慮すること ・児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮することなどに留意いただくようお願いいたします</p>	<p>Q：令和元年度に指導を予定していたが臨時休業により未指導となっている事項の指導を、令和2年度に行いたい、児童生徒や教職員の負担を考えると、未指導事項を指導する時間の確保が難しい。この場合において、令和2年度において必要な措置を講じるに当たり、どのような工夫が考えられるか。 A：令和2年度の教育課程内において、令和元年度の未指導事項と同じ系統性の内容を指導する際に扱う：知識及び技能の定着のための学習など家庭学習を課すことで補うことが可能な部分については、家庭との連携を図りながら家庭学習により対応し、学校において児童生徒の学習状況を把握する。児童生徒の学習状況を踏まえ、教育課程に位置付けない補習を必要に応じて実施する。 平成29年改訂小・中学校学習指導要領解説総編にあるとおり、学習指導要領の各教科等の内容は、学年間の系統性、発展性について十分配慮されています(小・総則P.70、中・総則P.71)。</p>	<p>①家庭学習の内容の例＝教育委員会や学校作成のプリントを活用した学習、NHKE テレ等のテレビ放送を活用した学習、教育委員会や教科書発行者などの民間事業者等が提供する ICT 教材や動画を活用した学習、文部科学省 HP「子供の学び応援サイト」に掲載されている教材や動画等を活用した学習、パソコンやタブレット端末等による個別学習が可能なシステムを活用した学習、一定のテーマについてインターネットを活用した調べまわりの学習、テレビ会議システム等を活用した教師による同時双方向型のオンライン指導を通じた学習 ②指導計画等を踏まえながら家庭学習を課し教師がその学習状況や成果を確認し学校における学習評価に反映することができる＝(例)ワークブックや書き込み式のプリントの活用、レポートの作成及びそれに対する教師のフィードバック、ノートへの学びの振り返りの記録、登校日における学習状況確認のための小テストの実施 ③家庭学習で十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときは、学校で未履修内容を行わなくてもいい際の要件＝①教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。②教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。</p>
<p>A-3 ① 授業時数 (令和2年4月6日初等中等教育局健康教育・食育課)</p>	<p>A-3 ④運動会や学校行事について (令和2年4月6日初等中等教育局健康教育・食育課)</p>	<p>ICT 留意点＝各家庭の環境を十分配慮、可能な限りその状況を把握する。(例)家庭保有のスマートフォンやパソコン、タブレット端末等の利用も考えられる。環境に配慮し動画、画像、文字の適切な配分＝容量低減を図る、ICT 端末や通信環境の活用が困難な場合は、家庭学習用のプリント等を配布するなどの代替措置を行う。</p>
<p>「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&Aの送付について(4月6日時点)」 Q：進級した児童生徒が、前学年で指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合に、新学年の授業時数の中で、前学年の未指導分の授業を行うことは可能か。 A：児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要に応じて、令和2年度に教育課程内で補充のための授業として前学年の未指導分の授業を行うことも考えられます。その場合において、令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもなく、各学校において弾力的に対処いただくことが可能です。</p>	<p>①運動会等の実施に当たっては、3つの条件が重なることのないよう、実施内容や方法(例えば、半日での開催など)の工夫が必要と考えます。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて運動会等の延期など実施時期についての検討をお願いします。 ②学校行事：実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮することが考えられます。</p>	<p>③家庭学習で十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときは、学校で未履修内容を行わなくてもいい際の要件＝①教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。②教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。</p>